

## 安全・安心・感動分科会報告

2002.12.17

大橋、大山、清原（主査）、清水、廣川

### 1. 新IT戦略において本分科会が設定すべき社会の目標

#### (1) 出井座長提案：021128 より

- 1) 持続的な経済成長（豊かな国づくり）
  - ・ 構造改革
  - ・ 新価値創造
  - ・ 国際戦略
- 2) 安全・安心・感動社会の構築
  - 個のエンパワーメント
  - 学習者中心の教育
  - セキュリティ、プライバシー
  - 利便性の向上

#### (2) 本分科会が設定すべき「具体的な目標」

##### 1) 包括的な目標

- 自由で安全な情報空間の実現
- 国民参加型のIT国家づくり
- 知的協働型社会
- 利用者、個人の視点に立った利用の高度化
- 情報バリアフリー
- 生活の高質化
- 民主主義度の向上

##### 2) 国民が<感動>できる社会づくり

- ・ 最近では国民の感動する力が減少している。しかしながら、ITは国民の感動する力を高める可能性を多く保有している。
- ・ ITの革新と普及は、「1億総クリエイター社会」の実現を促してきている。
- ・ しかし、現状では、感動を共有するデジタルコンテンツが不足しているし、デジタルコンテンツの円滑な流通システムと体制が整備されていない。
- ・ 教育分野でのITの活用には「感動」を喚起する機会が多いし、国民に感動を得る機会を提供する施策（日本独自の文化的遺産の継承、新しい文化の興隆等）は、ITにより国民に「利用する感動」「創る感動」「受発信する感動」を増やす。
- ・ 国民が感動することにはそのこと自体に意味がある。さらに、感動は満足感につながり、自己発見や自己教育力の醸成につながり、各自が自分の可能性を認識し、達成感を得たり、社会や組織への「参画・コミットメント」の意欲と意識を高めたりすることに結びつく。
- ・ 国民が日常生活において、ITを通じて多様なコミュニティに重層的に参加できるとともに、従来は持てなかった多様な目的に利用できるコミュニケーションツールをもつ

ことによって、国民が、社会との関係性を成立させ、多様な分野における活動に「参画」し、他者と「協働」できる。こうした経験をとおして、その関係性の中で自分自身の存在意義を自己確認できることは意義がある。

- ・国民の感動は、組織等の能力向上、利便性の向上、効率性の向上をもたらすところにも意義がある。そのことは、日本全体の文化的向上、生産性の向上、多様な活動の活性化に結びつく。

- ・したがって、ITが果たす機能を強化すること、そのための条件整備が求められる。しかしながら、すべてをITによる仮想的参加と協働に委ねるのではなく、リアルな参加と協働の過程が不可欠である。

- ・リアルな社会と個人との間を結び充実させるのがITの重要な機能である。

- ・そこで、IT社会の「ルール」、「モラル」について、国民が内発的に議論できる条件整備（著作権教育、モラル教育を含む）が重要である。

### **3) 国民が＜感動する＞社会づくりに必要な＜安心できる＞社会**

- ・国民が感動できるためには、社会において、自身の存在意義を確認し、その能力と努力を相互に発揮できる＜安心＞が不可欠である。

- ・私たちがめざすべきは「安心して・・・ができる」社会である。たとえば、安心して住める、働ける、学べる、高齢者・障害者であっても生きることができる社会づくり、ということである。

- ・国民にとっては、生活者として、消費者として、「安心して消費できる」ことは第一義的に重要である。そこで、ネットワーク上での消費行動をする際の「安心」の保障は基本的に取り組むべき課題である。

- ・さらに、教育、医療、社会福祉、保健サービスの利用については生命に関わる領域であるゆえに、特に「安心」の確立が重要である。

- ・こういう分野にITを活用するときには、情報の共有化、透明化が重要であり、＜安全＞が必要になってくる。

### **4) 国民が＜安心＞できる社会の基礎としての＜安全＞の保障**

- ・国民に＜安心＞を与えるために、＜安全＞に関わる取り組みが不可欠である。

- ・＜安全＞の先に個々の人の＜安心＞が成立する

- ・＜安全＞とは、国の安全保障、警察、消防・救急、防災、生活環境（清掃、上下水道）・社会基盤（インフラ）の整備によって保障されるものであり、第一義的に国や自治体の行政の責務である。

- ・それに加えて民間の参加、協力は重要であり、ITを活用して最大限の確保が図られなければならない。

- ・＜安全＞とは、国民の基本的な人権を保障し、個人の利益・権利の保障を確保するために必要である。

- ・同時に、IT社会にあっては、＜ネットワーク社会の安全＞が課題である。

- ・＜安全社会＞では、ITを活用してより豊かな創造活動、文化興隆ができる。また、ビジネスも活性化し、消費者はITを活用して活発な商取引、商品・サービスの消費活

動ができる。

・反面、急速なネットワーク化による影の部分として、悪意によるハッカー、ウイルス、ネット詐欺、出会いサイト系による犯罪などが多発しているし、無意識のうちに加害者になるようなウイルス自動発信などもあることに留意する必要がある。

・特に、子どもを守る観点からみると、IT社会で生きていく力が不十分な段階でIT社会の大海に投げ出されることが懸念され、受発信の両面での検討が不可欠となる。そこでフィルタリング、アクセス制御（発信するときに相手を選べる）、認証技術、セキュリティ、プライバシー保護政策が必要になる。

## 5)「個」の捉え方

・第一義的には、個人とは、国民全体、すなわちIT基本法が示しているように、「すべての人」がIT社会の恵沢を享受するために必要な条件整備をすることが、めざされるべきである。

・一般にIT社会では「情報リテラシー」が重要であると言われるが、それは単にITをツールとして活用できる能力に限定されるものではないだろう。ITによる「1億総クリエイター」、「1億総ユーザー」の実現をはかるためには、創造のインセンティブを高める知的財産権や著作権についての知識とそれを遵守する能力が、情報リテラシーに含められるべきであり、より広義の「メディアリテラシー」についての共通認識が必要である。

・とはいえ、同時に、各政策分野を検討する際には、対象を個別的に限定して検討することも必要となる。

事例：教育分野の目標を検討する際には、次のような構造が考えられる。

1．すべての国民の＜基本的な情報リテラシー（「デジタル能力」）の醸成＞

そのための条件整備と、義務教育段階での充実のために教員確保を柔軟化する

2．IT専門家の裾野を広げつつ、専門家を重点的に養成する

重点的養成対象者には奨学金を拡充する

3．被特別支援者（障害者、条件不利地域在住者等）を対称に、情報格差（デジタルディバイド）を克服するための情報バリアフリー政策、デジタルオポチュニティ政策の重点化をはかる

## 2．目標を達成すべき目標と政策の検討

### (1) 個のエンパワーメント

- ・国民一般の情報リテラシーの向上
- ・情報格差の是正（高齢者、障害者、女性、条件不利地域・・・）
- ・民主主義度の向上（政治・行政・司法への参加）
- ・教育機会や就業機会の拡大

### (2) 個のエンパワーメントを実現する「学習者中心の教育」

- ・デジタル能力の向上

- ・学校教育（初等教育、中等教育）での取り組み方
- ・大学、大学院教育のオンライン化 アジアへの貢献
- ・生涯学習（公的社会教育、NPO、民間教育事業者）
- ・専門家の重点的養成
- ・職業教育（専門職大学院を含む）
- ・情報教育、メディア教育と、教育におけるITの活用の区別
- ・クリエイティビティの育成
- ・「日本人マインド」の向上
- ・総合的な人材育成

### （３）セキュリティ、プライバシー

- ・IT、ネットワークのセキュリティ
- ・IT、ネットワークにおけるプライバシー
- ・社会のセキュリティを保障するためのIT
- ・防災、医療、社会福祉、保健領域に生かすIT
- ・グローバル社会におけるセキュリティ
- ・コミュニティの生活、くらし、自己実現とセキュリティ、プライバシー

### （４）利便性の向上

- ・国民にとっての電子政府、電子自治体のメリットの具体化、それに対応した国民、住民の負担の適正化・軽減化
- ・行政経営改革の推進とサービスの高度化・統合化、行政情報の透明化
- ・地域の行政やコミュニティへの参加機会の拡大
- ・パソコン、携帯電話、テレビ、情報家電等のIT端末のコードレス化、ユニバーサルデザイン化と個別的ニーズに応じた選択性の向上の両立
- ・必要なときにITの利活用の方法を選択できるといった個別的対応ができるような配慮が必要 「個人個人を支援するためのIT」の実現
- ・それは、コンテンツ、機器の両方についての検討が必要
- ・情報通信技術の利用者の視点に立った革新、利用者参加の技術・サービス開発プロセスの徹底
- ・ユニバーサル・アクセシビリティを重視する取り組み
- ・IT利用の料金の適正化・コスト削減
- ・防災、医療、社会福祉、保健領域に生かされているITの使い勝手のよさ
- ・ITによる決済機能の安全性と安心の強化

### 3 . 今後の分科会の進め方

・座長から示されている方針、および分科会メンバーによる議論を踏まえ、新戦略では「国民の参加と協働によるIT社会づくり」がめざされるべき目標と位置づけられる。

・国民の<感動>をめざすためには、国民が<安心してITを利用して、・・・ができる>ことが前提であり、それを保障するために<安全>の確保と保障が必要であることから、分科会としては国民の視点から「<感動・安心・安全>社会の構築」を目標とする。

・まずは、その実現に必要な政策について、他の分科会との重複を恐れずに検討することとする。その際には、現行の戦略を拡充するものもあれば、新規に設定して重点化するものもあるであろう。

・座長から指示のある「短期的政策」「長期的政策」の区分については今後の十分検討する予定であるが、現時点では、たとえば以下の政策が想定される。

#### 短期的政策

##### (1) 国民参加型デジタルコンテンツの開発促進

国民が必要とする能力の明確化と能力開発コンテンツの開発  
教育関係者の指導力向上と専門的能力開発のコンテンツ開発  
日本の新旧文化財コンテンツ開発  
感動を与えるコンテンツの開発  
海外（特にアジア）向けコンテンツの開発

##### (2) デジタルコンテンツの流通システムと体制の確立

分散するコンテンツの総合検索による流通促進  
知的財産権・著作権の保護と契約の体制化  
不正流通防止と利用料電子決済の確立

##### (3) 推進過程における「利用者の視点」「消費者の視点」に立った評価体制の確立

国の支援によるプロジェクト等については、「利用者の視点」「消費者の視点」に立った検証・評価を着実にいき、その後の活用に反映を図る  
評価の軸としては、機器の操作性、コンテンツやアプリケーションの有用性、コスト感覚にも留意  
評価主体として、高齢者・障害者を含む多様な利用者の参加型のしくみの整備

#### 長期的政策

(1) 安心して利用できるユビキタスネットワークの構築

(2) IT化クリエイティブ人材の育成プロジェクトの推進